

# 第 21 期愛知県内水面漁場管理委員会

## 第 7 回 会 議 議 事 録

令和 4 年 4 月 28 日  
愛知県内水面漁場管理委員会委員室



日	時	令和4年4月28日(木) 午後1時30分から午後2時00分まで			
場	所	内水面漁場管理委員会委員室			
議	題	議案	男川漁業協同組合遊漁規則の変更について(諮問)		
		報告事項1	漁業権の一斉切替えについて		
		報告事項2	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について		
出席委員		田村 憲二	林 讓治	宮川 宗記	田代 喬
		愛敬 春男	山口 邦夫	高橋 健二	村松孝太郎
		大内 徳明			
欠席委員		中川弥智子			
事務局職員			書記長	鈴木 照夫	
			主査	黒田 拓男	
			非常勤職員	井上 容子	
農林水産部	水産振興監			岡田 元	
	水産課		課長	岡本 俊治	
	〃		担当課長	柴田 晋作	
	〃		課長補佐	原田 誠	
	〃		課長補佐	堀木 清貴	
	〃		主査	市來 亮祐	

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、議案、報告事項1～2の以上5種類でございます。過不足はございませんでしょうか。</p> <p>（資料確認）</p> <p>それでは、ただ今から第7回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。</p> <p>最初に田村会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
議長（田村）	<p>こんにちは</p> <p>第7回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様には年度始めのお忙しい中、当会議に御出席いただきまして、御礼を申し上げます。</p> <p>さて、4月も終わりを迎え、いよいよアユのシーズンを迎えるところではありますが、ここ2年は新型コロナウイルスの影響により、大会が中止になるなど厳しい状況が続きました。今年こそは新型コロナウイルスが終息し、本県の河川が遊漁者で賑わうことを願うばかりであります。</p> <p>また、本日の報告事項にもありますが、来年度は共同及び区画漁業権の一斉切替えがあります。来年度の免許に向けて、委員の皆様方には公聴会、漁場計画の答申や免許申請など、今後の委員会で御審議していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案1件、報告事項2件となっております。</p> <p>委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたしまして、私の挨拶といたします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。年度が替わり、事務局に人事異動が</p>

	<p>ありましたので、異動がありました職員を事務局から紹介させていただきます。</p> <p>内水面漁場管理委員会主査の黒田 拓男でございます。</p> <p>なお、黒田は水産課漁業調整グループとの兼務になります。</p> <p>一般職非常勤職員の井上 容子でございます。</p> <p>最後に書記長の私、鈴木 照夫でございます。以上、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>水産振興監、岡田でございます。</p> <p>第7回愛知県内水面漁場管理委員会が開催されるに当たり、一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、年度始めのお忙しい中、また遠路より、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、報道等で皆さんも御存じのとおりですが、北海道知床沖の遊覧船にて、尊い命が奪われる痛ましい事故が起きました。</p> <p>当該事故を受けまして、本県水産課といたしましては、昨日、遊覧船同様に利用者の命を預かる遊漁船業者に対しまして、安全確保の周知を行ったところであります。</p> <p>明日からゴールデンウィークということで、これから河川が賑やかになる季節となりますが、このような痛ましい事故が起きることなく、多くの釣り人に来ていただきまして、本県の川の恵みを体験していただければと願うばかりです。</p> <p>本日の議題は、議案1件と報告事項が2件と伺っております。</p> <p>委員の皆様には、慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員10名のうち、WEBによる出席2名の方を含め、9名の出席を得ましたので、漁業法第173条で準用する第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立いたしました。</p>

議長（田村）	<p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして田村会長に議長をお願いいたします。</p>
水産課（黒田）	<p>私が議長をつとめますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、山口委員、高橋委員をお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>議案の「男川漁業協同組合遊漁規則の変更について」水産課から説明をお願いします。</p> <p>水産課漁業調整グループの黒田でございます。</p> <p>議案について、まずは、遊漁規則変更の手続きについて説明させていただきます。お手元の規程集ファイルの黄色の付箋部分をお開きください。Web出席委員は画面を御覧ください。</p> <p>こちらは漁業法を抜き出したもので、下から10行目からは遊漁規則について書かれた第170条でございます。となりの法令Ⅱ-47ページに移りまして、上から3行目を御覧ください。</p> <p>遊漁規則については、漁業法第170条第3項で遊漁規則を変更しようとする場合は県知事の認可を受けなければならない、また5行目の第4項で変更申請があったときは、県知事は内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない、さらに7行目、第5項で遊漁規則の内容が、遊漁を不当に制限するものでないこと、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用に比して妥当なものであるときは認可しなければならない、と規定されております。</p> <p>この度、男川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、貴委員会の意見を聞くため、諮問させていただくものでございます。</p> <p>それでは、1ページの諮問文を朗読いたします。</p>

[諮問文朗読]

2 ページの新旧対照表を御覧ください。変更申請のあった漁業権は男川漁業協同組合が漁業権者である、第5種共同漁業権の内共第20号です。変更事項は、第7条 アマゴ及び雑魚の遊漁料の額についてであります。

新旧対照表の第7条(1)の表にあります、

アマゴの竿釣りの遊漁料を

1日500円・1年3,000円から、1日1,000円・1年5,000円に、

雑魚の竿釣りの遊漁料を

1日300円・1年2,000円から、1日500円・1年3,000円に変更するものです。

一部遊漁料の増額の理由につきましては、漁場の適正管理、特にあまご釣りの魅力強化及び管理に必要な実施者の確保にともなう、放流経費、繁殖保護費、漁場管理費、漁場監視費の増大によるものです。

3 ページを御覧ください。こちらは平成30年から令和2年の過去3年の増殖及び漁場管理における各経費の平均値を示したものです。

なお、4ページから6ページは、今回参照した過去3年分の実績であります。

次に7ページを御覧ください。こちらは、先ほどの6ページに示した過去3年の平均に、今回想定される追加費用を加えたものを示しております。

男川漁業協同組合としましては、アマゴが広範囲で沢山釣れる魅力ある川とするため、放流尾数及び放流場所を増やすとともに、新たにアマゴの人工ふ化放流や産卵場造成の実施者の確保を想定しております。

また、アマゴの放流場所を増やすことにより、草刈りなどの漁場管理や密漁等防止の漁場監視を行う場所も増えるため、それら

に対応する実施者の確保についても追加費用として想定しております。

続きまして、8ページを御覧ください。こちらは、過去3年の組合員及び遊漁者の漁獲実態を基に算出した「漁場利用度」の結果です。

漁場利用度は、各種漁具漁法や年券日券別の総漁獲量とその平均単価の比率から算出しており、いわば「漁場利用の比率」を示したものです。

なお、9ページ及び10ページは、過去3年分の組合員の漁場行使の実態及び遊漁承認証の発行実績であります。

それでは、11ページを御覧ください。

先に述べました過去3年の平均に追加費用を反映した想定経費及び漁場利用度から遊漁料基準額を算出いたしました。

今回変更申請のあった遊漁料を水色、その遊漁料の基準額を黄色で示しております。

変更申請により増額した遊漁料は、全てその基準額を下回っておりまして、遊漁料の額が増殖及び漁場の管理に要する費用に比して妥当であると判断されます。

施行期日につきましては、令和5年1月1日からとなります。

なお、12ページから19ページに変更後の遊漁規則を参考に添付しております。

以上で説明を終わりますが、今回は遊漁料の変更のみですので漁業権行使規則の変更はございません。また、遊漁規則変更は、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁料の額も水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用に比して妥当であると考えられますが、貴委員会の御意見を伺いたいのので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（田村）

ありがとうございました。ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。WEB参加の皆様からも何か御質問等あればお願いします。



<p>委員（多数）</p>	<p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">オンライン出席委員についても確認</span></p> <p>特に質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議無し）</p>
<p>議長（田村）</p>	<p>異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。WEB参加委員の方は画面に向かって挙手願います。</p>
<p>委員（全員）</p>	<p style="text-align: center;">（挙手全員）</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ディスプレイによりWEB参加委員の賛否も確認</span></p>
<p>議長（田村）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手（全員）と認め、議案の「男川漁業協同組合遊漁規則の変更について」は、原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に報告事項1の「漁業権の一斉切替えについて」水産課から説明をお願いいたします。</p>
<p>水産課（堀木）</p>	<p>報告事項1 漁業権の一斉切替えについて御報告します。</p> <p>現在、免許している漁業権が令和6年に存続期間の満了を迎えることから、本年度から漁業権の一斉切替えに向けた事務を進めて参ります。</p> <p>本日は、本県の漁業権免許の状況と今後のスケジュールについて御報告します。</p> <p>資料1 ページ 1 漁業権の種類を御覧ください。本県で免許している漁業権には、（1）共同漁業権と（2）区画漁業権がございます。</p> <p>先ず、共同漁業権とは一定の水面を利用して営む漁業権です。</p>

第五種は内水面等において営む漁業のうち定着性の水産動植物を目的とする漁業を除いた漁業であゆ漁業、あまご漁業、うなぎ漁業等が該当します。

次に区画漁業権とは一定の水面において養殖業を営む漁業権です。第一種は施設を敷設して営む養殖業でこい養殖、ふな養殖、ぼら養殖などが該当します。

次に2 漁業権免許状況を御覧ください。本年4月1日現在の免許状況を御説明します。

免許数は共同漁業権23件、区画漁業権2件を免許しております。

また、漁業権の存続期間は共同漁業権にあつては10年、区画漁業権にあつては5年であり、両漁業権とも令和5年12月31日に期間満了となります。

3 主なスケジュールを御覧ください。本委員会に関係するところをゴシックで示しております。

本年5月：県内各地区で漁協担当職員向けの会議を開催し、免許方針やスケジュール等を説明します。

8月：漁協に出向き漁業権に関する要望等を聞き取ります。

11月：要望調査等を踏まえて漁業権の内容となる内水面漁場計画案を作成いたします。

翌年1月：内水面漁場計画案について、国土交通省等関係官庁と協議をいたします。

7月：協議の整った内水面漁場計画案について、当委員会に意見をお聴きします。

8月：当委員会は公聴会を開催し、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聞き、内水面漁場計画案に対する意見をいただきます。

9月：内水面漁場計画を決定し、県 Web ページで公示します。

10月：免許申請を受け付け、申請者の適格性の審査や優先順位付けを行います。

11月：本委員会へ申請者の適格性及び優先順位について意見をお聴きします。

	<p>これらの手続きを経て、令和6年1月1日、漁業権を免許いたします。</p> <p>説明は以上でございますが、本委員会への諮問等が間近に迫りましたら、改めてスケジュールの詳細をお示しいたします。また、免許手続きにあっては、漁協等としっかりと調整を図り、本県の漁業生産力を発展させる漁業権を免許できるよう努めて参ります。</p>
議長（田村）	<p>ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>10年に一度の作業となります。委員会の方、公聴会の開催も含めまして色々御審議いただくことになると思います。また時期が近づきましたら、水産課の方から御説明いただけたらと思います。</p> <p>それでは質問もないようですので、</p> <p>次に、報告事項2の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について」事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局（黒田）
	<p>報告事項2の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について」御説明いたします。</p> <p>お手元の規程集ファイルの青色の付箋部分をお開きください。こちらが、今回条例改正に伴う一部改正が反映された「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程」でございます。</p> <p>資料の1ページを御覧ください。</p> <p>1の改正の概要でございますが、書面にて申請等を行う旨が規定してある手続きのオンライン化を可能としている「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」が改正されたことに伴いまして、本委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を整理するものでございます。</p>

これまでは、書面にて申請等を行う旨が規定してある手続きをオンライン化するためには、別表に当該手続きを規定する規則等の名称及び条項を個別列挙する必要がありました。今回の条例の一部改正は、別表に個別列挙する方式を廃止することにより、別表に規定することなくオンライン化できるようにするものです。

2の改正の内容でございますが、条例改正に伴い、不要となった別表の削除及びそれに伴う字句の削除でございます。

3の施行期日は、条例改正の施行日に合わせ、令和4年4月1日です。

なお、県法規担当課の指導の下、所要の改正につきまして令和4年3月29日付け公報に別添のとおり登載いたしました。

以上です、よろしく申し上げます。

議長（田村）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご意見・御質問等はございますか。質問もないようですので、本日予定の議題は終了となります。

他に御意見・御質問等あれば、お願いします。

委員（宮川）

前回に続いてですが、ウナギの養殖種苗の池入れ状況について、教えてください。今期の全国での池入れ状況を、わかる範囲でけっこうですのでお願いします。

水産課（原田）

水産課の原田です。

質問のありましたウナギの池入れ状況ですが、まず、今年のシラスウナギの採捕状況をご説明させていただきます。中国、台湾、韓国、日本と全体を見ますとシラスの来遊が例年よりも遅く採捕量も少なくなっています。最終的には40トン程度の採捕量になるといわれており、昨年の58.8トンと比較すると、3割ほど少なくなっています。

シラスウナギの池入れ実績ですが、全国では3月末までに13.8

トンと池入れ割当量 21.7 トンに対して 64 パーセントほどとなっています。本県については、3月末までに全 124 業者のうち 83 業者が池入れを行い、池入れ量は 2.8 トンで割当量 5.0 トンに対して 56 パーセントとなっております。4月についても、そう多くは池入れが進んでいないと聞いていますので、昨年度の池入れ量 4.5 トンと比較すると本年度の池入れは厳しい状況となっております。

また、池入れのシラスウナギの単価ですけれども、本年は3月末までの平均でキロあたり約 240 万円と昨年度の 107 万円からシラスウナギの採捕量を反映して倍以上となっております。

議長（田村）

はい、ありがとうございました。

他になにかございませんか。ないようですので、

これをもちまして第 21 期第 7 回委員会を終了します。委員の皆様、ありがとうございました。

議長

議事録署名者

議事録署名者

